

平塚レンタサイクル管理運営規程

制定 平成22年 3月19日

改正 平成23年 3月19日 平成24年 9月25日

平成25年12月19日 平成27年 8月27日

平成29年 8月10日 平成29年 9月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人平塚市まちづくり財団が有料で自転車を貸し出すために設置する平塚レンタサイクル（以下「レンタサイクル」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(位置等)

第2条 レンタサイクルの位置は、次のとおりとする。

平塚市紅谷町1384番8外

2 レンタサイクルに設置する自転車（以下「自転車」という。）の台数は、管理者が別に定める範囲内とする。

(管理者)

第3条 レンタサイクルの管理者の氏名及び住所等は、次のとおりとする。

法人の名称 公益財団法人平塚市まちづくり財団

事務所の所在地 平塚市見附町31番10号

代表者の氏名 理事長

(利用できる者)

第4条 レンタサイクルを利用できる者は、中学生以上の者で、かつ、自転車の利用について安全上支障のない者とする。

(休業日)

第5条 レンタサイクルの休業日は、レンタサイクル施設の補修その他管理者が管理上必要と認めた日とする。

(利用時間)

第6条 レンタサイクルの利用時間は、午前9時から午後6時までとする。

(利用方法)

第7条 レンタサイクルの利用方法は、前条に規定する利用時間内における一回の利用とする。

(利用申込み)

第8条 レンタサイクルを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用申込書を管理者に提出しなければならない。

(貸自転車料)

第9条 利用者からは、別表に定めるところにより貸自転車料を徴収する。

(貸自転車料の納付)

第10条 利用者は、自転車を借り受ける際、貸自転車料を納付しなければならない。

(貸自転車料の還付)

第11条 管理者は、特別な理由があると認めるときは、貸自転車料の全部又は一部を還付するものとする。

(禁止行為等)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる行為はしてはならない。

- (1) 自転車を転貸すること。
- (2) 自転車を営利目的に使用すること。
- (3) 飲酒、無謀乗車その他交通法規に違反する行為をすること。
- (4) 危険な場所で乗車すること。
- (5) 自転車の構造、装置又は外装を改造し、又は変更すること。
- (6) 自転車の異常を発見したにもかかわらず使用すること。
- (7) 自転車の譲渡、質入れその他一切の処分行為を行うこと。

2 管理者は、利用者が前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は行為をするおそれがあるときは、当該利用者への自転車の貸出しを拒否することができる。

(事故の処理)

第13条 利用者は、自転車の使用中に事故が発生した場合は、法令で定められた処置を採るとともに、速やかに、その旨を管理者に報告し、管理者の指示に従わなければならない。

2 管理者は、前項の報告を受けた場合は、速やかに、所要の処置を講じなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は重大な過失により、レンタサイクルの施設若しくは設備に損害を与え、又は自転車をき損し、若しくは紛失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の免責)

第15条 管理者は、利用者起因する損害により、当該利用者が損害を被り、又は他人若しくは他人の財物に損害を与えた場合は、損害賠償の責めを負わない。

2 管理者は、自然災害、不可抗力その他管理上の責めに帰さない事由によって生じた利用者、又は他人若しくは他人の財物に対する損害については、その責めを負わない。

(遵守事項)

第16条 利用者は、この規程に定めるもののほか、別に定める平塚レンタサイクル利用約款を遵守しなければならない。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、その都度管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成25年4月1日以後の貸自転車料について適用し、同日前の貸自転車料については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第1条の別表第2の規定、第2条の別表の規定及び第3条の別表第3の規定は、平成26年4月1日以後の駐車料金等から適用し、同日前の駐車料金等については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

金 額		超過料金	
1回	200円	1回	200円

備考

- 1 1回の利用時間終了後も引き続き利用した場合は、1回の利用時間終了後の翌日から返還する日までの日数に200円を乗じた金額及び次項に規定する超過料金が発生したときの当該超過料金を納付しなければならない。
- 2 超過料金は、利用時間を超え翌日の午前9時までの間に利用した場合（荒天等によるやむを得ない利用を除く。）を1回とする。